

1970年代における東北大学の学生運動

加藤 諭

はじめに

本稿は、東北大学史料館が所蔵する、杉山晃一氏収集の『東北大学学生運動関係資料』等の史料を通じて、戦後東北大学における学生運動の一端を明らかにするものである。これまで筆者は『豊田武教授収集資料』を用い、1969年（昭和44）における東北大学の学生運動について分析を行っているが¹、『豊田武教授収集資料』に所収されている内容は1969年前後に集中しているため、それ以降の学生運動の活動については、あまり触れることが出来なかった。

戦後東北大学の学生運動については、これまで1950年のイールズ事件や、1969年の大学臨時措置法に端を発する教養部管理棟封鎖等について分析がされてきているが²、1970年代の学生運動については先行研究がほとんどなく、あまり明らかにされてこなかった。ややまとまった形では『東北大学百年史』に記述があるものの、『東北大学百年史』は主として評議会や教授会が当該期の学生運動に対してどのように対応したのか、という学内の管理運営の側面からの記述に終始しており、自治会やサークル協議会といった学生の自治組織の動向については、あまり明確ではない³。そこで本稿では学生自治組織が発行していたビラ・チラシ類を多数所収している杉山晃一氏収集の『東北大学学生運動関係資料』から、主として学生運動の主体であった学生側の動向に着目し1970年代における東北大学の学生運動についてみていきたい。

杉山晃一（東北大学名誉教授）は、アジア稲作民族の社会と文化の比較研究を専門とする文化人類学者であり、1964年東北大学文学部日本文化研究施設に着任し、1993年文学部文化人類学専攻の新設に際しその初代教授に就任。1996年3月東北大学定年退官後は東北学院大学文学部で教授をつとめた人物である。杉山氏は1960年代末から1980年代初頭にかけて東北大学学内で配布された学生運動等に関するビラ・チラシ類を多数収集しており、それらは『東北大学学生運動関係資料』として1995年に東北大学記念資料室に寄贈され、その後目録を作成、2009年公開された。この中には1960年代後半から80年代初頭に至る時期の学生運動の各党派、および関連団体の配布物が広く収集されており、当時の東北大学における大学紛争・学生運動の状況を知る手がかりとなる史料となっている。そこで本稿では前述の通り、1980年代初頭までのビラ・チラシ類を所収している『東北大学学生運動関係資料』を中心に適宜『東北大学新聞』や『広報』等、関係する学生運動の経緯が分かる史料を用いることで、1969年以降、東北大学における学生運動がどのように展開したのかについて明らかにしていきたい。

以前筆者が分析対象として取り上げた1960年代後半の学生運動については、主として教養部管理棟封鎖から機動隊導入までの経緯に着目して分析を行ったが、当該期の学生運動のテーマは多様であり、必ずしも大学臨時措置法という政治社会問題のみを取り上げていたわけではない。1960年代後半東北大学において展開された学生運動をみていくと大きく5つに分類することが出来る。

- 1 当時の政治社会問題（沖縄闘争、物価値上げ、公害問題等）
- 2 大学の管理運営問題（大学臨時措置法、学長・部局長選挙、大学学費等）
- 3 大学の研究教育問題（キャンパス移転問題、入試問題、教育カリキュラム等）

4 学生自治問題（サークル、自治会、厚生設備関係等）

5 寮問題（新寮建設、寮設備、寮環境問題等）

このうち、1、5は問題のテーマが大きすぎるか、もしくは利害関係が一部の学生に偏っていることから全学的な問題関心になりにくいいため、大きく運動が盛り上がることはないものの、長期間にわたって継続される学生運動のテーマであった。これに対して2～4については、状況によっては全学的な問題となるため、大きく運動が盛り上がる要因となる。また東北大学における学生運動について、全学的に大きな盛り上がりを見せたような学生運動は、初期において問題がまず教養部で発生し、それが全学的な問題に波及するという流れになることが多かったのが特徴である。今回時期設定している1970年代についても、1～5に分類される学生運動は同時並行的に起きているが、本稿ではとりわけ全学的もしくは学部横断的に展開されていた学生運動に焦点を当て、1960年代後半に起きた学生運動との比較も踏まえながら当該期の状況を確認していくこととする。また、1970年代の学生運動については、1972年に学費値上げ闘争が盛り上がりを見せ、2月には全共闘系の学生が教養部をバリケード封鎖、入試会場の変更、期末試験が機動隊の警戒の中で行われ、大量留年が出る事態が起きている。しかし、このことに関し、今回使用した『東北大学学生運動関係資料』にはこの事件の詳細を示すビラやチラシがほとんど含まれていないため、この運動の分析については本稿では深く取り上げず、他稿に拠ることとしたい。

1、部局長選挙と学生運動（1970～1971年）

1969年（昭和44）に全学的問題に展開した教養部管理棟封鎖から機動隊導入に至る一連の学生運動の反動から、1970年から1971年にかけて全学的に目立った学生運動は起きなかったが、代わって多発していたのは、各部局長選出選挙に対する学生運動であった。

経済学部の学部長選挙に関して、その経緯がある程度まとまってわかるため、まずみていきたい。当時、経済学部では新たに経営学科を設置する構想が持ち上がっており、経営学科の人事問題などから学生と教授会との間に溝が深まっていた。そのため1969年4月新たに選出された部局長は学部長事務取扱とされ、1969年5月13日、経済学部院生と教授会メンバーとの間で学部長選挙の延期と経営学科の設置を延期する約束が交わされた。そこでは学部長選挙が行える状況をもって不信解除とし、その状況認定は教授会のみならず学生の合意が必要とされた。翌1970年2月26日、延期されていた経済学部長選挙が行われ、2月28日、学生に対し経済学部長による説明会がなされることとなったが、説明会の開催経緯や、その議事内容などに対する学生との意見の相違により説明会は騒然となった。もっとも学生側は議事運営の方針に賛成と反対に分かれており、必ずしも学部長選挙の経緯に対し、学生側が反対で意思が統一されていたわけではなかったが、このときの学部長選挙においても、正規の学部長を選出するには至らず3月16日、米澤治文教授から芳賀半次郎教授に学部長事務取扱のまま交代した。芳賀経済学部長事務取扱は3月24日、不信状態の解消には努力するが、人事凍結解除・学科設置は教授会の責任で行うと表明したものの、その後も学生側からの批判や申し入れなどが断続的に続き、翌1971年に入り、学部長選挙の問題が再燃することとなった⁴。1971年2月12日、経済学部自治会では経済学部長代行団交実現を要求する署名が行われ、3日間で203名の署名集まり、2月15日署名に基づく経済学部教授会への公開申し入れを行った⁵。この結果2月16日、経済学部学

生委員団交が行われ、学生委員を務めていた教授側は、3月までに学部長選挙を行う意向であるとしたが日時は提示せず、学生参加の学部長選挙については新学部長の下で検討する、署名は教授会決定に影響しないという立場を回答した。このように署名による学生の意思が教授会に影響しないとされる中で、経済学部自治会では、次回開催予定の教授会に乗り込み、直接公開申し入れ書等の意見を開陳することとし、2月18日もしくは19日、開催予定であった教授会に経済学部自治委員が乗り込むこととした。しかし芳賀経済学部長事務取扱、渡辺、篠塚両経済学部学生委員は教授会を延期させてその行動を阻止した⁶。このように対立が深まりつつあった2月22日、経済学部教授会より「経済学部学生諸君に」文書が出され、学部長選挙制度に学生の意見を反映させるための正規の検討を行うことを提案し、融和を図る動きを見せた。一方経済学部自治委員会でも直ちに協議会を設置し、学部長選挙・学部改革の問題について十分論議も深めるならば、当面現行規程のままで学部長選挙を行うことに反対せずとの見解を発表⁷。1971年4月から芳賀経済学部長事務取扱は正式に学部長に就任、これにより、3代続けて学部長事務取扱が続いた経済学部学部長問題は一定の沈静化を見ることとなった⁸。

また1971年には本村弘一学長の急逝により、予定されていた学長選挙に対して学生の意見を反映させる機運も高まっていたほか、当時文学部でも学部長選挙について議論があった。1971年4月21日、文学部研究院学生会は1年2ヶ月もの間、正規の文学部長が選出されず、石田一良教授が学部長事務取扱にある状態そのものを批判し、学生参加型の文学部長選挙制度の導入を要求する声明を発表している。これは1969年11月23日、当時の文学部長であった伊東信雄教授が過労のため休養となり、翌1970年1月29日、伊東信雄文学部長の辞任により北村晴朗教授が文学部長事務取扱に選出されたことに端を発していた。このときは文学部長選挙に関する内規改訂の検討期間中であつたため、正規の文学部長という形がとれなかったのである。そして1971年4月に北村晴朗教授から石田一良教授に代わった時点においても文学部長事務取扱という形で、正規の文学部長は選出されていなかったのである⁹。

このように、この時期東北大学の部局長選挙を巡っては、各部局で学生運動が多発していた¹⁰。そのことが分かるのが各部局長の当該期の事務取扱の多さである。1969～1972年の間に各部局で選出された長のうち、事務取扱とされた部局は理学部、工学部、文学部、経済学部、農学研究所、医学部付属病院と幅広く、東北大学の歴史の中で最も多い¹¹。

当時評議会の下に置かれていた管理運営検討委員会は1968年11月「大学の自治と職員および学生に関する問題についての報告」をまとめ、評議会に提出しているが、この報告に対し、上記部局からの見解は、教授会自治の原則に対し、より幅広い大学構成員が参加出来るべき、という立場の意見が多く見られる。理学部では助手連絡委員会・院学生会・自治会・職員組合と教授側からなる管理運営制度検討委員会による五者連絡会議を設置して意見交換している試みが紹介されているほか、文学部からは、学生に「キャンパス市民権」のような、教官と対等な立場で協定していく提案が出されており、経済学部では事務系職員について考慮する必要性を提起している¹²。「大学の自治と職員および学生に関する問題についての報告」自体は、大学自治を維持する必要性は述べつつも、大学の管理運営機構に学生を制度的に組み込むことには否定的であり、あくまで教官が管理運営上の「最終的な責任を負う」こととしており、結果的には東北大学全体の管理運営の中に学生が制度的位置付けられることはなかったが、各部局からの上記のような見解の表出は、各部局における学生運動の高揚が、当該期の部局長選出を困難な

ものにしてきたことの裏返しであったといえよう。

2、自主規律三原則と1.12協定 (1972年～1974年)

1972年(昭和47)は各部局長選挙問題に収斂していた学生運動が1969年以来、再び全学的に活性化した年である。即ち学費値上げ闘争が盛り上がりを見せ、2月には全共闘系の学生が教養部をバリケード封鎖、入試会場の変更、期末試験が機動隊の警戒の中で行われ、大量留年が発生する事態となったのである。このときの学生運動については『東北大学百年史』通史2に記述に拠ることとし¹³、本稿では詳細には触れないが、ここで着目しておきたいのは、学費値上げ闘争の中で、主に1975年に盛り上がりを見せることになるサークル部室問題の背景となる事例である。この点について、いくつかの史料からその流れを追うこととしたい。

1972年5月、教養部自治会学生大会は以下の三原則が決議している。

- 一 学内に凶器をもちこまない
- 二 テロ、リンチを行わない
- 三 不当な封鎖・占拠を行わない

いわゆる自主規律三原則である¹⁴。これは1972年の学費値上げ闘争による全共闘系の教養部封鎖やそれに伴う機動隊導入という一連の経緯を受けて当時民青系であった教養部自治会執行部が提起したものであった。これは機動隊によるロックアウトがなされ、学生運動に厭戦的な雰囲気の流れているような状況において学生から支持を受けた。しかし実力行使を否定するこの三原則は、一方で学生運動が盛り上がりを見せる時期においては弱腰の態度として取られかねない。この自主規律三原則は後のサークル部室問題においても影響を与えることとなる。

1972年10月、教養部教授会のもとに置かれたサークル活動専門委員会より第一、第二サークル棟の取り壊しと130番台教室への移転案が提示された¹⁵。これに対し、文化系サークルによって組織されていたサークル協議会は恒久サークル棟の保障なき移転に反対。10月～11月にかけてサークル協議会とサークル活動専門委員会との間で数次にわたって団交が行われることとなった。もっとも、当時サークル協議会は民青系であり、直接的な反対というよりも移転条件の調整の場としての団交であったようである。こうした団交を経て、1973年1月12日、サークル部室問題についてサークル活動専門委員会とサークル協議会との間にサークル問題についての協定を結ばれた。ここで結ばれた協定は、

- 一 A・B棟及び1113号棟・1006号棟の部室は、旧30番台教室及び1101号棟に、改修作業が終り次第、移転する。
- 一 1101号棟については、主として運動部系サークルが利用する
- 一 旧30番台教室については、各教室を4～6分割(ただし運動部系サークルについては8分割)し、残余の付帯部分についても、小部屋に改修する
- 一 なお、旧30番台のサークル棟は「恒久的」サークル棟ではない

というものであった(1.12協定)¹⁶。しかし、第一、第二サークル棟の取り壊しにあくまで反対していたサークルらは、こうした協定はサークル活動専門委員会との妥協にすぎない、としてサークル連合(準)を結成し、第一、第二サークル棟改修・存続、旧30番台教室解放をスローガンに掲げることとなった。この動きはサークルに所属していた学生からの広範な支持を受けることとなり、5月18日～25日に行われたサークル協議会総会で、サークル連合の議案書が可

決され、民青系のサークル協議会運営委員が落選、「サークル解体攻撃と闘うサークル協議会運営委員」が組織された。以後、サークル協議会は、3年にわたりこの体制となる。

上記経緯のように、学生運動を見ていく際には、大学側と折衝する学生側の自治組織に注意を払う必要がある。1960年代後半から1970年代にかけては、医学部をのぞく各学部にはそれぞれ自治会があり、その上位に自治会連合があった。寮には各寮に委員会があり、その上位に寮連があった。大学院には各研究科に院生協議会があり、その上位に全学院生協議会があった。また、文化系サークルにはサークル協議会が存在していた。それぞれの自治組織は執行部を有しており（執行部は委員会、中常委など各学部等によって若干名称や機構が異なっていたようであるが）、基本的に学生自治組織は選挙によって執行部が選出されていた。また自治会は定期的に学生大会を開き、意思の統一を図る場としている。こうした学生の自治組織がそれぞれ単独、あるいは連名で大学側と折衝していくことになる。大学側は、サークル問題ならば、教養部サークル活動専門委員会、寮問題ならば、学寮専門委員会、といった教授会あるいは評議会が設置した委員会の委員がまず折衝に当たり、委員が各学部教授会、評議会に折衝の内容を報告し、必要ならば、更に上位の学生部長、事務局長、学部長が団交に応じるという形が取られていた。また最終的には学長団交も行われた。民青系、全共関係いずれの流れをくむ学生集団においても、大学側と折衝する上で、学生自治組織の執行部を担うことを志向しており、学生運動のイニシャチブを取る上で自治会やサークル協議会の執行部は重要なポジションとして意味づけられていた。

1973年7月3日、体制を新たにしたサークル協議会のもとでのサークル活動専門委員会との初団交（以下、サ活専団交）が行われたが、先の1月の協定の履行方針を覆すことはできず、議論は平行線であった。しかし、翌1974年2月2日のサ活専団交で、これまで予定されていなかった文科系の一部サークルについても旧30番台教室を使用することが認められ、第一、第二サークル棟を一方的に解体しないとの確約を得るに至った。そして7月2日のサ活専団交では、サークル部室内に学外者を入れるときは事前に学生の承認を得るとの確約を得ている。また、12月2日のサ活専団交で、第一、第二サークル棟の年内取り壊し最後通告がサークル活動専門委員会から出されたものの、1975年2月3日には、200名の学生によるサ活専団交が行われ、年度末春休み中のサークル棟解体阻止の確約を得た。

こうしたサークル問題の流れとは別に、狭間山裁判の判決が同年10月31日に迫る中でそれに連動した運動として¹⁷、1974年9月17日と9月21日には教養部の全共関係学生集団、全C斗連が定期試験中、管理棟施設に乱入し業務を妨害、一部破壊行動を取る行動がみられる¹⁸。1972年の学費値上げ闘争による封鎖ロックアウト後も、依然として教養部にはこうした全共関係の流れをくむ学生集団が存在し¹⁹、行動的な活動を継続していたことに着目しておきたい。

3、サークル棟移転問題（1975年）

1973年（昭和48）にサークル協議会の運営委員体制が一新されて以降、強硬な交渉態度をとっていたサークル協議会であったが、1975年、サークル棟を巡る学生運動は新たな局面を迎えることとなる。新年度新歓活動が一段落した1975年6月11日サ活専団交が行われた。このときの学生側の主張は、第一第二サークル棟を解体することなく、第一第二サークル棟に加えて旧30番台教室を使用すれば、1サークル1部室が確立される、旧30番台教室を使用することは1973

年1月12日の協定(1.12協定)を破棄することにはならないというのである。つまり、この問題は1サークル1部室を確保したいサークル協議会と、老朽化した第一第二サークル棟を取り壊し、当分の間は相部屋方式で、複数のサークルが部室を共有する形でのサークル活動を指向するサークル活動専門委員会、という構図になっていったのである²⁰。

ちなみに、この後の用語として整理しておくと、1.12協定でいうところのA・B棟は川内北地区旧グラウンドの東部にあった旧部室のことで、これはすでに移転済みであった。また1113号棟・1006号棟は通称第一第二サークル棟と呼ばれていた。1101号棟は、新サークル部室A棟と同義であり、旧30番台教室は、新サークル部室B棟とC棟にあたる²¹。この新サークル部室B棟とC棟の呼び方は、学生側の史料では旧30番台教室を略して30番台という名称がよく使われ、大学側ではサークルB、C棟などと呼ばれる。本稿では、以下新サークル部室B棟とC棟(旧30番台教室)についてはB、C棟として記述する。

さて、1975年6月17日、サークル協議会総会でB、C棟の使用は反対なしで賛成を得、これに基づき6月23日、サークル協議会運営委員が部室の使用願いを出した²²。しかし、この許可がまだ下りない中で同23日、一部学生が警務員から鍵を奪い取り、まだ使用の認められていないB、C棟の部室に不法侵入不法占拠をする事件が発生した。同23日、高橋富雄教養部長は部室不法占拠に対し、警告を発したものの、6月27日には一部学生が理科研究棟玄関のガラスを破壊し乱入、厚生補導委員長を拘束するなどした。また7月2日には高橋教養部長の授業中に一部学生が授業妨害し、高橋教養部長を拘束するという事件も起きた。このほかにも他教官の授業かどうかは不明であるものの、この前後6月11日、6月25日、6月27日、7月1日、7月4日にも授業妨害の事実があったらしい²³。7月4日、教養部長拘束学生5名に警告が発せられたが、7月9日には民青系による反暴力集会在、全共闘系の学生運動集団100余名の隊列で阻止されるなど、セクト間の対立も激化の様相を見せた。

このように部室不法占拠に端を発した問題が教養部への波及と広がりを見せる中、大学側は7月24日、機動隊を導入し、B、C棟がロックアウトすることとなった。同日24日立ち入り禁止を解除したものの、同日夜各室ドアの立ち入り禁止札が剥がされるなどの行為が再度行われたため、25日には再びC棟周辺が立ち入り禁止となった。

これら一連の事態を受けて、7月29日、釜房レークサイド・ホテルで教養部教授会が開かれ、2名の退学、6名の無期停学などの処分を決定した。この決定に基づき、8月4日には被処分者へ処分を通知。8月20日に正式に処分が公示された²⁴。また11名の学生が警告処分を受けた。こうした教養部教授会の矢継ぎ早の処分方針が逆に問題を大きくさせることとなる。9月1日にはA棟がバリケード封鎖され、9月3日には、教養部教官が教養部構内で暴行を受けるという事件が起き、9月10日教養部自治会では学生大会が開かれ、1600名もの学生の参加をみるに至る等、学生運動が高揚していくこととなった。

この学生大会の中で、全共闘系の流れをくむ全C連から8月20日の処分(8.20処分)の撤回と、ストライキ・大衆団交が提案されたが、否決されている²⁵。当時まだ教養部自治会執行部は民青系であったが、教養部自治会執行部は自主規律三原則に基づく封鎖や校内暴力に反対するという立場をとっており、学生の世論は、8.20処分の撤回までには機運が至っておらず、どのような経緯で、そうした処分が下されたのか、その事実を知りたいという段階であって、団交はその事情説明を求めることに全力を尽くすという方針であった。もっとも教養部自治会執行部

の提案も賛成多数ながら、過半数を得るには至らなかった。このように、全C連、教養部自治会執行部いずれの提案も学生大会で決議には至らなかったことからみて、B、C棟不法占拠に端を発した学生処分について、この時期学生の間で意識の統一がなされていたわけではなかった。しかし9月10日の学生大会を受けて、教養部自治会執行部は教養部教授会に対し、学生大会の提案賛成多数に基づく会見申し入れを行った。これに対し教養部教授会からは懲戒の理由ならびにその経緯を説明する目的で、会見の申し入れを受け入れる用意がある旨の回答がなされた²⁶。当時教授会は、処分撤回は想定していないものの学生から処分の理由や経緯の説明を要求された場合はその説明を行う用意はあったのである。

こうして10月4日、教養部自治会執行部と教養部側との間で予備折衝がなされることとなったが、この予備折衝は全共闘系の全C連によって妨害を受けることとなった。教養部自治会執行部としては教養部教授会が決定した処分に対する説明不足から、団交の場を通じて、詳細な処分説明を求めたいという考えであったが、前提として暴力行為を認めない立場であったことから、処分撤回を求めるまでの意思はなかった。それに対し、処分撤回を求める全C連は教養部自治会執行部のやり方に反発していたことから起きた妨害であった。続く10月24日の教養部自治会執行部と教養部側との間での予備折衝でもまたしても全C連の妨害行為が起こっている²⁷。全C連の動きは実力行使に基づく過激なものであったが、民青系の折衝が処分撤回を前提としていなかったことに対し、明確に学生処分の撤回を求める全C連の要求が学生間に徐々に支持されるようになり、同24日、教養部自治会について学生大会要求署名が規定数に達し、臨時学生大会が開かれる見通しとなった。これは当時民青系であった教養部自治会執行部を罷免し、教養部自治会における主導権を握ろうとする全C連の動きであった。このような全C連の動きに対し、自治会連合は臨時学生大会を先延ばしにし、11月4日、対抗手段として、先に10月24日の暴力行為を行った学生に対し警察に告訴を行った²⁸。サークル協議会はこうした自治会連合の動きには批判的であり、8.20処分を巡る方針の違いから、民青系を中心とした自治会連合、教養部自治会執行部と全C連、サークル協議会は対立を深めることとなった²⁹。こうした学生間の対立が川内北地区に暴力的雰囲気を感じさせていたことから、11月10日には、鉄パイプ・角材竹竿等の構内持ち込み禁止、ヘルメット・覆面の着用禁止、脅迫・暴行・器物破損等の不法行為禁止という禁止事項が教養部長名で出されている³⁰。

11月12日、民青系が主流を占める教養部自治会執行部に対し全C連側が中心となり、臨時学生大会を要求、ここで、750対500で教養部自治会執行部が罷免され、600対350で臨時執行部が選出されるという事態となった³¹。先にみたようにサークル協議会において民青系の委員が落選していたが、教養部自治会においても民青系の執行部が罷免される事態となったのである。この臨時学生大会自体、全C連を中心とした全共闘系の圧力からくる開催であったことは否めないものの、9月段階から季節が進んだ11月段階においては、学生の世論は、8.20処分撤回や、サークル部室問題において、より強い態度で大学当局に迫る全C連に一定の支持を与えていたといえよう。また教養部自治会執行部は教養部教授会との折衝などにおいて広く学生に情報を公開していなかったようであり、ともすれば学生の意見の代弁者というよりも大学側に近い存在として見られる向きもあった³²。そのことが教養部自治会執行部への不信感を強めたようである。

11月15日、臨時執行部委員長が逮捕され、翌16日にはサークル協議会部室ほか8カ所が警察の捜索を受け、303点の物品が押収される事件が起きた。先の告訴に対する警察の対応であった

が、全共闘系は罷免された民青系の元教養部自治会執行部側からの反撃と位置づけ学生間の対立の溝はより深まっていった³³。そして臨時学生大会で支持を得るなど、学生の一定の支持を得ていた全共闘系の動きは、警察の捜索に反発する形で活発化し、学内では過激な行動も目立つようになっていった。

12月3日と10日には高橋教養部長が自由を拘束され暴行を受け、12月11日には理科実験棟の封鎖などを行った。また、12月15日には、京都大学からきた学生らによって管理棟破壊行為等が行われる等、以下19日まで7件の授業妨害の行為も発生した。この結果、12月19日から20日まで教養部では授業を休講措置にせざるを得ない状況となった。また12月29日には、教養部教授会として3月中までに処分闘争の決着をつけるという方針を示し、過激派学生の処分も行わざるを得ない旨通告する文書を出した。この一連の授業妨害行為の事実を示す史料には、特に全C連という名称を用いられず、過激派学生や武装した学生集団といった呼称をするため直接の関係性ははっきりとはわからないものの³⁴、自主規律三原則のもと暴力行為に反対の意思を示していた民青系の旧教養部自治会執行部罷免以降、こうした行動が頻発していることから、全C連を中心とした全共闘系の行動であったと類推される。ここに至ってサークル部室の使用のあり方から端を発した学生運動は、教養部教授会の学生処分の撤回を巡る問題に転化し、更には教養部における教育活動の停止へと事態が進展してしまったのである。

4、学生処分撤回運動 (1976年)

冬休みをはさんで、1976年(昭和51)に入っても、授業妨害の動きは収まる気配を見せなかった。全共闘系の学生運動の作戦は「定期試験粉碎」にあった。これが直接8.20処分撤回につながる作戦といえるかどうかは疑問であるが、全共闘系の流れをくむ学生集団の活動は、過激化すると大学機能を麻痺させ、ひいては大学当局の運営機構そのものを粉碎するという方向性を志向することから、全共闘系がしばしば取る行動パターンの一つであった³⁵。1976年1月12日冬休みが明け、教養部授業が再開されたが、早くもその12日に、禁止事項に違反しヘルメットを着用した集団が構内でデモ行進、停学者を含む一部学生により教養部の授業が妨害された。翌1月13日、学外者1名を含む4名が管理棟に入り執務を妨害、停学者を含む一部学生により教養部の授業が妨害、1月14日、16日には武装した過激派集団による教養部授業妨害が行われ、教職員間にけが人がでるなどした。こうして1月17日には教養部の授業が再び休講措置となった。授業が再開されてわずか5日で大学側は休講措置を執らざるを得なかったのである。

1月26日に教養部の授業が再開されたが、同日午後には過激派学生がB、C棟を占拠、翌27日には全棟が占拠されたため、機動隊によって封鎖を解除する事態となった。1月28日には約45名の過激派集団が構内をデモした後理科系研究棟に乱入、また教養部自治会執行部を称する学生集団が学長室に乱入し学長を拘束(翌日解放)するなどした。こうして1月29日から2月1日まで、再び教養部では臨時休講措置がとられることとなった。2月2日には一部授業を再開したものの、2月4日には管理棟にコールタールがまかれ、電話ケーブルが切断、2月5日には管理棟、文科系研究棟、B、C棟などに対する破壊行為、2月6日には講義棟を水浸しにした上、試験教室に向かう教官を襲い、学生の入棟を妨害、その後C棟封鎖と、運動は収まる気配を見せなかった。このため結局、教養部は学年末の定期試験を2月13日まで延期せざるを得なかった³⁶。さらに2月19日までの定期試験期間中は機動隊の常駐が行われることとなった。

機動隊常駐の中、定期試験が行われ、春休み期間にはいることもあって、ようやく運動は沈静化することとなった。前年夏以来の一連の学生運動によって、延べ20名の学生が逮捕され、およそ200名もの学生が学内指名手配、300名近い重軽傷者を出すこととなった³⁷。

サークル部室問題に端を発する学生処分撤回問題は、4月以降、他学部にも飛び火した。1971年5月20日、文学部学生大会において、「処分粉砕を闘う臨時中常委」が成立し、教育学部でも同様の臨時執行部が成立した³⁸。こうした流れの中、6月5日には教育学部長団交、6月9日には文学部長団交が行われている³⁹。6月14日、17日にはC自治会、P自治会D自治会、E連、L学生会連名で処分撤回のための学長団交要求が出された。このことから、処分撤回問題は教養部のみならず、文学部、教育学部、経済学部、歯学部などにも広がりを見せていったことがわかる⁴⁰。6月21日には学長室が占拠され、6月26日には教養部長団交⁴¹、7月3日には文学部長団交が行われたが⁴²、この時点では大学側は処分撤回を認めず、決裂している。

一方で、6月10日、職員組合執行委員会、全学院協常任委員会、学生自治会連合三役の連名で、処分白紙撤回の運動に否定的な見解を改めて表明された⁴³。処分撤回の運動は他学部にも波及していたものの、経済学部自治会ではE連の提案を否決するなど、処分撤回運動に否定的な学生団体も一定の影響を持っていた。この年の文学部自治会選挙が民青系、全共闘系いずれの候補者も過半数を得られず、再投票に持ち越してもなお両者とも過半数を得られなかったことからもうかがえるように、1971年の中頃に入ると、学生の立場は処分容認と、処分撤回とで割れていたが、学生処分問題は全学的な問題に発展しつつあった。

この処分撤回問題が、解決に向かうきっかけは、8月17日評議会において決定された、無期停学者全員6名の停学解除であった⁴⁴。学生処分問題に端を発した学生運動が他学部にも拡大しつつある中、無期停学から1年の節目を迎え、評議会では停学を解除することで、全学的な学生運動の盛り上がりに対し、事態の収拾を図ることにしたのである。この決定を受け、学生運動も沈静化に向かうこととなり、6月21日以降教養部自治会等によって占拠されていた学長室も学生側からの自主的撤収がなされた。こうした中で、1976年4月より高橋富雄教授に代わって教養部長の立場にあった御園生善尚教養部長が8月31日の教養部教授会において辞意を表明、9月6日から大内秀明教授が教養部長事務取扱を務めることになる。就任以降、御園生教養部長は学生側の処分撤回には消極的態度をとっていたが、教養部教授会内でも、学生に融和的な「近代派」といわれる勢力が形成され、学生処分に対する対応の是非については温度差があったが、停学解除が評議会決定されたことを受けた御園生教養部長の辞任と、大内教養部長事務取扱就任によって、学生処分問題は一層融和的な解決へと進むこととなった⁴⁵。9月7日には、サ活専団交が行われ、9月21日から部室のないサークルにB、C棟が解放され、第一第二サークル棟に関しては継続審議とすることが確認された⁴⁶。加えて、10月5日には、教養部教授会において、退学者2名についても再入学措置をとる方向性が決定された⁴⁷。処分の白紙撤回ではなく、退学者を再入学させるという手続きは処分の白紙撤回とはニュアンスが異なるため、処分の解決方法としての妥当性に論議の余地があったが、事実上、8.20処分者は全員復学が認められたこととなり、一年以上にわたって続いたこの問題もようやく決着を見たことになったのである。

5、1970年代後半の学生運動

1977年（昭和52）は、教養部数学科教官の長期休講に反対し、数学科研究棟の占拠が学生側

によってなされたほかは、大学側と学生側が対立するような大きな事件は起きなかったが、むしろ激しさを増したのは、前年の学生処分問題等で溝を深めた学生同士の対立であった。9月7日、10月21日に法学部、経済学部の自治会室が襲撃される事件が発生し、12月1日に法学部、12月29日に経済学部の自治会室が再度襲撃された。また11月29日教育学部自治会執行部が自ら自治会解散宣言を発表、続いて文学部でも同じ主旨の宣言が出された⁴⁸。自治会連合はこうした文系四学部での暴力行為や、自治会解散宣言を一部執行部による自治会の私物化とみなし、12月5日「文教棟を出撃基地とした、暴力集団の蛮行を糾弾し、暴力の根絶をめざし全大学人が立ちあがることを心から訴える」と題した声明を出した⁴⁹。先にみてきたように、各学部自治会やサークル協議会は、学生側が大学側と団体交渉をする窓口となっており、その執行部は、学生運動の舵取りを担っていた。そのイニシヤチブを巡って学生間の争いが過激化していったのである。その一方、全共闘系の自治会執行部には学生一般の意見は届かなくなっていく。1977年6月に開かれた教養部自治会の学生集会時では参加学生からロッカーや傘立てといった備品要求や新厚生会館の実現等の意見が出されたが、教養部自治会執行部はそうした要求を汲み取らず、運動の方針を恒久サークル棟の要求実現のみに収斂させていった⁵⁰。学生運動は、こうして大学との対立軸を失い、自治会内部での意見対立と態度の硬直化によって次第に学生運動自体が一般学生からの広範な支持を失っていったのである。

もっとも、その後全く学生運動が盛り上がりを見せなかったわけではない。1980年から1981年にかけては学費値上げ闘争が盛り上がりを見せ、1980年11月10日、教養部臨時学生大会でストライキが決議、同日農学部自治会でもストライキが決議された。11月15日には理学部学生大会でもストライキが決議されたほか⁵¹、文学部でも11月18日までに2研究室で時限スト、16研究室でストライキ決議がなされるなど学部横断的に運動が広がっている⁵²。こうした全学的な学生運動の動きとは別に、寮問題等の学生運動もその後なくなっておらず、1981年10月24日には、日周寮での公務員炊夫の必要性について学寮専との間で予備交渉が持たれ⁵³、1982年5月20日には、学生部寮務掛が5月20日期限で明善寮に対し高熱水道料の支払いを請求、支払われなければ電気水道を差し止めも辞さない、とする問題が起き紛糾している。寮においては、新寮建設、公務員炊夫、寮費の学生負担区分問題などが依然起きていた⁵⁴。しかし、1960～1970年代に見られたような学生運動の熱気は1980年代には見られず、全学的には低調化していったといえよう。

おわりに

以上、これまで、1970年代における学生運動の軌跡を全学的もしくは学部横断的に展開されていたものを中心に追ってきた。当該期の東北大学における学生運動には1969年、大学の運営に関する臨時措置法（以下大学臨時措置法）に伴うキャンパス封鎖、1972年の学費値上げ反対闘争、1975年のサークル棟問題に伴う学生処分事件と1960年代後半から1970年代半ばにかけて3年毎に画期があったが、1970年代後半以降は学生運動が低調下し、そうしたサイクルも不規則化していった。その要因として本稿では、各学部自治会やサークル協議会といった学生自治組織の執行部が広範な学生との接点を徐々に失い、セクト間の対立だけが激化していったことを挙げておきたい。その一つの画期となったのが、1975年の学生処分事件であったといえる。

今回、1975年のサークル棟問題に伴う学生処分事件をみていくにあたり、1969年時の学生運動との類似性をみるができる。大学の方針に対し、それが、全学生に関わる問題の場合、

学生運動は教養部を中心に大きな盛り上がりを見せ、一部学生による封鎖や大衆団交、授業・試験ストライキといった、学生の実力行動が頻発するようになる。しかしそれが数ヶ月経ち事態が進展せず常態化してしまうと、膠着状態に陥り、ややもすると厭戦的な雰囲気広がっていく。こうした状況を打破するため、一部学生はより過激な行動を起こし、そのことが更なるセクト的の対立を巻き起こしていく。最終的には大学側による治安回復行動が局面を打開する契機となり、学内治安の回復により問題が一段落してしまうと、学生運動の方向性はより狭義の学内問題か、学外の政治社会問題に向かわざるを得ない。そのことが学生運動に対する関心をさらに低下させる要因となる。当該期おおよそ3年周期で全学的盛り上がりを見せた学生運動の起承転結はおおよそこの流れで移行していたことが分かる。

しかし、1969年時には教養部管理棟封鎖を学内だけでは解決できず、機動隊の導入によって物理的に解除することとなり、そのことが大学の管理運営制度のあり方の再検討を促し、その流れを組んで部局長選挙に対する学生運動の高まりをみせていったのに対し、1975年の学生運動については、機動隊導入は行われたものの、翌1976年大学側が学生処分問題を停学解除という形で解決する道筋を示したことから、融和的に学生運動が収まっていくこととなり、大学側との対立軸を失った学生運動は、その後むしろセクト間の対立を激化させていった点に相違がみられる。こうした解決策の相違が、1970年代後半以降、学生運動そのものを低調化させていく一因となったのである。

セクト間の対立にみられるように、学生運動を見ていく際には学生間の対立が一つの軸となる。東北大学の場合1970年代の時期に限っていえば、おおよそ民青系と全共闘系の流れをくむ学生集団が学生運動の牽引集団であり、彼らは互いに対立する存在であった。その思想や闘争方針の個別具体的な差異は複雑であり、なかなか難解であるが、筆者は大学当局との距離間をどのように設定していたか、が彼らの運動の方向性を規定するものであったと理解している。極論でいえば、全共闘系よりは民青系の方が大学に近い立場であった。大学における問題を解決する際、民青系は大学側の従来の意志決定方法の枠組を承認した上で、その意志決定過程の不備や、意志決定方法の一部変更を模索するという立場である。一方、全共闘系は学生の意見を学内の管理運営に反映させるための活動は民青系以上に先鋭的で、ともすれば従来の大学当局の意志決定方法自体を否定する、という立場であった。その結果、大学の意志決定方法を粉砕するという動きに走ることになる。すなわち事務・研究機構の封鎖、学長や評議員の拘束といった具合である。このスタンスの違いに対し、学内一般の学生の世論がどういった判断を下すかで、主流派となるか、非主流派となるかが決定する。民青系の動きが大学側の方針に迎合しすぎている、というように取られるか、全共闘系の動きが過激で行き過ぎだ、と取られるかである。

学生運動には、大学側との折衝（時として大衆団交も当てはまる）を行い、状況の改善を図る考え方と、封鎖や定期試験粉砕等の実力行使を通じて状況の打開を図るという、二つの行動様式があったが、多くの学生は、どちらにも一定の共感を持っており、自治会執行部が大学側との折衝に妥協が多いと判断する場合は、実力行使も辞さない執行部体制への交代を支持し、方針が先鋭的に過ぎる場合は、学生運動そのものから距離を置くようになった。

本稿では今回、学生運動を見ていく上で、学生間において、民青系と全共闘系という二つの軸に描くかたちをとったが、実証的に分析するならば、こうした視点での描き方はなお修正の

余地がある。そもそも教養部に限ってみても、武装した過激派学生は、全学共闘会議（準）、全C共斗、全C連、等時期によってその集団の名称は異なっており、今回扱った『東北大学学生運動関係資料』からその関連性ははっきりとはみえてこない。また武装した過激派学生がすべて全共闘系とくくすることも厳密にはできないだろう。そうした詳細な学生集団の分析については、今後の課題としたい。

 注

- 1 加藤論「1969年における東北大学の学生運動－豊田武教授収集資料を通じて－」『東北大学史料館紀要』第7号（東北大学史料館、2012）
- 2 大藤修『検証 イールズ事件－占領下の学問の自由と大学自治』（清文堂出版、2010）、加藤前掲論文
- 3 『東北大学百年史』部局史1（東北大学、2003）、『東北大学百年史』通史2（東北大学、2009）、『東北大学百年史』通史3（東北大学、2010）
- 4 この間の経緯については「『経営学科問題』に関する教授会への批判と申し入れ」（1970年4月23日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料5-63、東北大学史料館所蔵）
- 5 「全学に訴える！！＝経済学部の驚くべき実態＝」（1971年2月20日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料6-16、東北大学史料館所蔵）
- 6 「速報／機能の暴挙に引き続き、本日又教授会を流す！／芳賀代行、渡辺、篠塚両学生委員、教授会を召集して置きながら逃亡す！」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料6-18、東北大学史料館所蔵）
- 7 「我々の主張＝経済学部教授会の「経済学部学生諸君に」に答える」（1971年2月23日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料6-19、東北大学史料館所蔵）
- 8 この間の学部長事務取扱の変遷については、齋藤晴造（1969.4.1-1970.1.15）→米澤治文（1970.1.16-1970.3.15）→芳賀半次郎（1970.3.16-1971.3.31）
- 9 「新入生を迎えて、文学部の全構成員に再度提案する！」（1971年4月21日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料6-21、東北大学史料館所蔵）
- 10 拙稿「1969年における東北大学の学生運動－豊田武教授収集資料を通じて－」『東北大学史料館紀要』第7号（東北大学史料館、2012）
- 11 『東北大学百年史』資料3（東北大学、2009）276～293頁
- 12 『東北大学百年史』通史2（東北大学、2009）331頁
- 13 同前書352～380頁
- 14 「学生の利益に敵対する暴力行為を糾弾し全学生の声を団交へ！」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料7-29、東北大学史料館所蔵）
- 15 以下1972年10月から1973年2月までのサークル部室から学生処分撤回に至る学生運動の経緯については「サークル処分紛争闘争年表」『九ヶ月の苦闘の中から』（1976年3月10日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料8-22、東北大学史料館所蔵）に拠る
- 16 『広報』No76（東北大学広報委員会、1975年）
- 17 狭山事件は1963年5月1日、埼玉県狭山市でおこった女子高校生誘拐殺害事件で、部落差別問題の観点からも運動の盛り上がりを見せていた。
- 18 「10月を闘いの月と化せ！」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料7-5、東北大学史料館所蔵）
- 19 当該期東北大学では各学部学科単位で文斗連、生四斗といったような全共闘系の学生集団が組織されており、教養部でも全C共斗と名乗る学生集団が形成されていた。全C斗連もそれらの流れをくむものと思われる。
- 20 「7.24再ロックアウト粉碎」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料7-27、東北大学史料館所蔵）

- 21 前掲『広報』No76
- 22 前掲「7.24再ロックアウト粉碎」
- 23 『広報』No77（東北大学広報委員会、1975年）
- 24 前掲『広報』No77
- 25 「学生の利益に敵対する暴力行為を糾弾し全学生の声を団交へ！」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料7-29、東北大学史料館所蔵）
- 26 『広報』No78（東北大学広報委員会、1975年）
- 27 「民青C自執の敵対を許さず、告訴・告発路線を粉碎し、学大勝利・団交勝利・処分白紙撤回へ向け闘う戦列を打ち固めよ」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料7-38、東北大学史料館所蔵）
- 28 前掲「民青C自執の敵対を許さず、告訴・告発路線を粉碎し、学大勝利・団交勝利・処分白紙撤回へ向け闘う戦列を打ち固めよ」
- 29 『城砦』VOL.5NO.31（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料7-35、東北大学史料館所蔵）
- 30 前掲『広報』No78
- 31 「臨執支持！処分白紙撤回のさらなる闘いを！」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料7-49、東北大学史料館所蔵）
- 32 「C自執は学生大会を要求署名の主旨に従って即時行なえ！！」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料7-39、東北大学史料館所蔵）
- 33 「不当弾圧をはねのけて闘え、勝利の日まで」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料7-47、東北大学史料館所蔵）
- 34 「東北大学教養部の現状について—学生および父兄各位へ—」（1975年12月29日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料7-55、東北大学史料館所蔵）
- 35 加藤前掲論文。1969年時の学生運動の際も同様の行動を見ることが出来る。
- 36 『東北大学教養部報』号外（1976年2月6日、12日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料8-8、8-9、東北大学史料館所蔵）
- 37 前掲『九ヶ月の苦闘の中から』
- 38 「同じ穴のムジナの自治」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料9-9、東北大学史料館所蔵）
- 39 『学生会通信』（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料9-19、東北大学史料館所蔵）
- 40 「学長室占拠を貫徹し学長団交を実現せよ」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料9-34、東北大学史料館所蔵）
- 41 「大衆団交決裂す！」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料9-27、東北大学史料館所蔵）
- 42 『学生会通信』第15号（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料9-33、東北大学史料館所蔵）
- 43 「教養部における懲戒処分について—一年目を迎えるにあたっての私たちの見解—」（1976年6月10日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料10-2、東北大学史料館所蔵）
- 44 このときの決定は1972年に無期停学とされた学生も含まれ、合計7名であった。
- 45 『学生会通信』第20号（1976年9月11日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料10-6、東北大学史料館所蔵）
- 46 『佐々木選対ニュース』（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料10-7、東北大学史料館所蔵）
- 47 「声明」（1976年10月9日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料10-12、東北大学史料館所蔵）
- 48 「暴力学生によるテロ。襲撃。自治会破壊策動に反対しよう！」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料10-49、東北大学史料館所蔵）
- 49 『東北大学新聞』第95号（東北大学学友会新聞部、1977年）
- 50 『東北大学新聞』第97号（東北大学学友会新聞部、1978年）
- 51 『上げてたまるか』No.9（1980年11月17日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料11-29、東北大学史料館所蔵）
- 52 文学部では当時自治会が解体されていたため、有志による署名決議であった。このほか具体的な時期は不明であるが、法学部、経済学部、工学部（一部学科）でもトライキ決議がだされていたようである。

-
- 53 「学寮専の一方的確認破棄を許すな！一予備折衝骨抜き化！一」（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料12-3、東北大学史料館所蔵）
- 54 『山紫に』（1983年5月20日）（杉山晃一氏収集東北大学学生運動関係資料12-16、東北大学史料館所蔵）